

見本

役員退職慰労金規程

株式会社用

(総則)

第 1 条 本規程は、退職した取締役または監査役（以下役員という）の退職慰労金について定める。

(退職慰労金額の決定)

第 2 条 退職した役員に支給すべき退職慰労金は、次の各号のうち、いずれかの額の範囲内とする。

- 本規程に基づき、取締役会が決定または監査役全員が同意し、株主総会において承認された額。
- 本規程に基づき計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取締役会が決定または監査役全員が同意した額。

(退職慰労金の額の算出)

第 3 条 役員の退職慰労金の額は、最終退職時の報酬月額にその在任年数と役位別係数を乗じて得た額とする。

- 退職慰労金の額＝最終退職時の報酬月額×役員在任年数×役位別係数
- 各役位別の役位係数は次の通りとする。

退任時役位	係数	退任時役位	係数
(1) 取締役会長		(6) 取締役	
(2) 取締役社長		(7) 非常勤取締役	
(3) 取締役副社長		(8) 常勤監査役	
(4) 専務取締役		(9) 非常勤監査役	
(5) 常務取締役			

(報酬月額)

第 4 条 報酬月額とは、名目のいかんを問わず、毎月定まって支給されるものの総額をいう。使用人兼務役員の場合は、使用人分給与を含むものとする。

(役員在任年数)

第 5 条 役員在任年数は、1 か年を単位とし、端数は月割りとする。但し、1 か月未満のうち、15 日未満は切捨て、15 日以上は1 か月に切り上げる。

(功労加算金)

第 6 条 特に功績が著しいと認められる役員に対しては、第 3 条により算出した金額にその 30%を超えない範囲で加算することができる。なお、監査役が功労加算金の対象となる場合は、監査役全員の同意を要とする。

(弔慰金)

第 7 条 任期中に死亡した時は、次の相当額以内の金額を弔慰金として支給することができる。

- ・業務上の死亡の場合＝死亡による最終退職時の報酬月額×3か年分
- ・その他の死亡の場合＝死亡による最終退職時の報酬月額×6か月分

(支給の停止または特別減額)

第 8 条 取締役会または監査役は、退職役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えた場合や退任に際して円満に退任しなかった場合、一方的に退任した場合、さらには会社の業績いかん等により、第3条により算出した金額を支給しないか、または減額することができる。

(支給時期および方法)

第 9 条 退職慰労金の支給時期は、株主総会直後の取締役会での決定後または監査役全員の同意後3か月以内とする。

但し、経済界の景況、会社の業績いかん等により、当該役員またはその遺族と協議の上、退職慰労金の一部または全部を年金原価とする退職年金で支給することがある。

(退職慰労金よりの控除)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく源泉税および会社に対して負う債務の全額を控除する。

(死亡役員に対する退職慰労金)

第 11 条 1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。

2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(相談役・顧問)

第 12 条 この規定は、退職した役員を相談役または顧問等の名義をもって任用し、相当額の報酬を支給することを妨げるものではない。

(生命保険契約の締結)

第 13 条 1. 会社は退職慰労金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため住友生命保険相互会社と、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。

2. 役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約時支払相当額とする。

3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

(規定の改正)

第 14 条 この規定は、取締役会の決定および監査役全員の同意を経て随時改正することができる。ただし、株主総会において決議を得た特定の退職役員に対して支給する退職慰労金は、その決議当時の規定による。

附 則

本規程は、令和 年 月 日より実施する。